Ⅲ 工 作 物 編

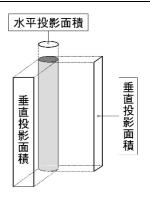
皿 工作物編

1 認定申請が必要な行為(条例第15条)

景観地区内において、次の規模に該当する工作物の建設等を行う場合は、事前に市に申請書を提出し、 市長の認定を受ける必要があります。

行為の種類	認定の対象とな	る規模
架空電線路等の 建設等	架空電線路等の直下の地盤面からの高さが2 のメートルを超えるもの(増築し、又は改築し ようとする場合においては、その増築後又は改 築後の高さが当該規模となる場合を含む。)。た だし、外観を変更することとなる修繕等にあっ ては、外観を変更することとなる部分の垂直投 影面積の合計が10平方メートルを超えるも の。	20m超
擁壁等の建設等	鉛直方向の長さが5メートルを超えるもの(増築し,又は改築しようとする場合においては,その増築後又は改築後の長さが当該規模となる場合を含む。)。ただし,修繕等にあっては,外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計が10平方メートルを超えるもの。	5ma
一般的な工作物(携帯電話等基地局アンテナ等) の新設,増築,改築 又は移転	高さが13メートルを超え、又は築造面積が1,000平方メートルを超える工作物(増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の高さ又は築造面積がそれぞれ当該規模となる場合を含む。)。ただし、増築し、又は改築しようとする場合で、その増築又は改築に係る部分の高さが13メートル以下で、かつ、築造面積の合計が10平方メートル以内であるものを除く。	13m超
一般的な工作物の 修繕,模様替え, 色彩の変更	高さが13メートルを超え、又は築造面積が1,000平方メートルを超える工作物で、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計(※)がそれぞれ10平方メートルを超えるもの。	Tアンテナ等追加による外観変更 上

※垂直投影面積とは、建築物を真横から見た場合の面積をいいます。水平投影面積とは、建築物を真上から見た場合の面積をいいます。面積の合計は、それぞれの面積の最大値とします。

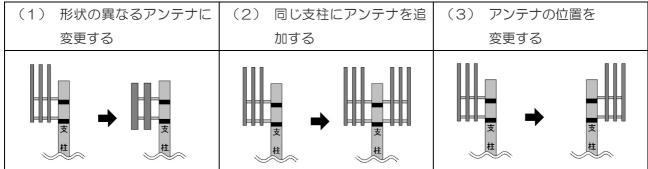


2 携帯電話基地局のアンテナ交換等について

携帯電話基地局のアンテナ交換、増設等(以下、「交換等」という。)で外観に変更が生じるものの内、アンテナの支えとなる鉄塔や鉄柱等の構造体(以下、「支柱等」という。)に変更がなく、専ら「アンテナ部」に限る交換等は、景観法上の行為の種類を「修繕」とします。

なお、「アンテナ部」とは、電波を送受信する機能を有する部分及び当該アンテナに接続するケーブル機器等及び当該アンテナを支持するための取付金具等も含むものとします。

【「修繕」に該当するアンテナ交換等の例】



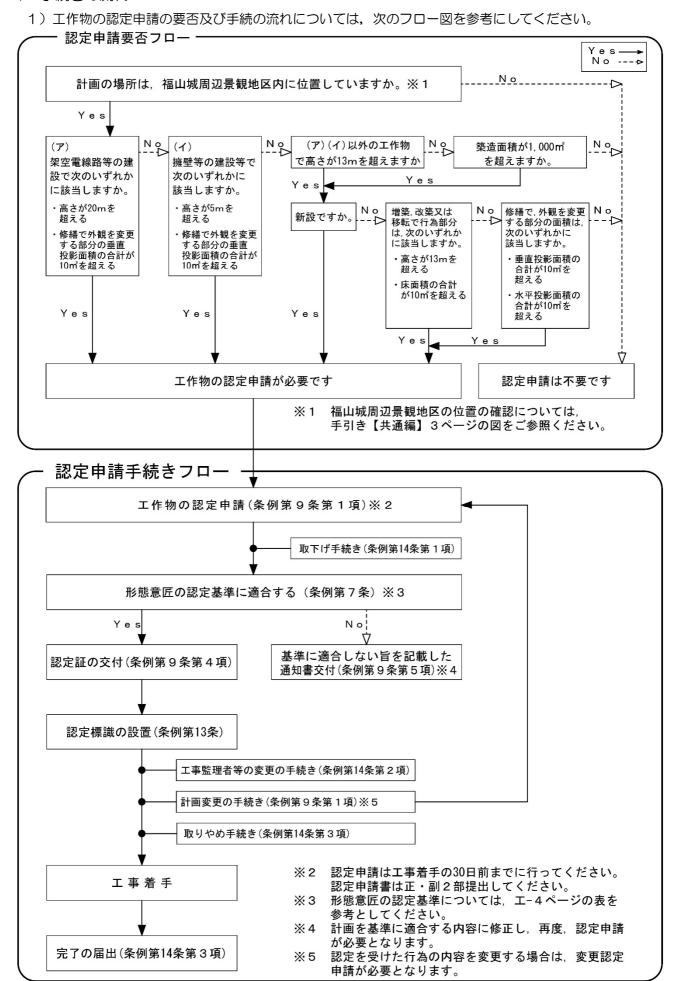
※(1)~(3) いずれも支柱等に変更がないこと

3 認定申請が不要な行為(条例第15条)

景観地区内において、認定申請が不要な行為は次のとおりです。詳しくは都市計画課にお問い合せください。

- 1)景観法施行令(平成16年政令第398号)第11条各号及び第20条第6号イに掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠
- 2) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された工作物
- 3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝,重要文化財,特別史跡名勝天然記念物 又は史跡名勝天然記念物として指定され,又は仮指定された工作物
- 4) 前号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと 認めたもの
- 5) 地下に設ける工作物
- 6) 仮設の工作物
- 7)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅,操車場,車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又は管理に係る行為に係る工作物
- 8) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行う鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為に係る工作物
- 9) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。) 又は管理に係る行為に係る工作物又は管理に係る行為に係る工作物
- 10) 市長が公益上必要と認め、かつ、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないと認めた工作物

4 手続きの流れ



2) 認定の基準(条例第7条)

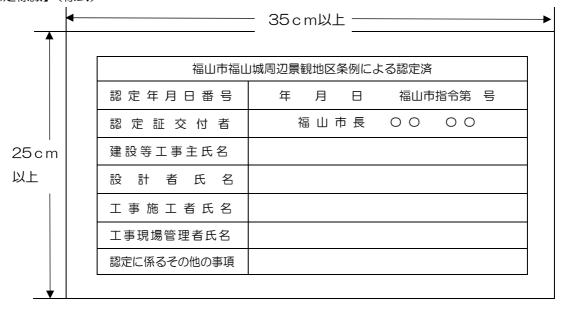
	認定基準
基本的遵守 事項	(1) 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観との調和を図るとともに、統一性に配慮する等魅力ある景観の形成を図る。 (2) 行為に当たっては、カラー合成図面で分析する等、周辺の景観に与える影響が視覚的に分かる方法により検証を行う。
形態・意匠	(1) 工作物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態意匠とする。 (2) 周辺に圧迫感を与えない形態意匠とする。 (3) 架空電線路等の建設等を行う場合においては、架空電線路等の本数は、必要最低限とする。 (4) 擁壁等の建設等を行う場合においては、敷地や隣接する道路等の状況を勘案し、勾配や色彩・ 素材等について周辺の景観に調和する形態意匠とする。
色彩	(1) 工作物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とする。 (2) 基調となる色彩は、産業標準化法(昭和24年法律第185号)の規定により定められた日本産業規格の色名(JIS Z 8102)に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着きのある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないものとする。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。
素材	地域の優れた景観を特徴付ける素材の活用に配慮するとともに,外装の材質は,耐久性に優れ,維持管理の容易なものとする。
設備等	工作物に附属する設備は、当該工作物との一体性が図られるものとする。
その他	敷地内に複数の建築物,工作物及び屋外駐車場等を設ける場合においては,施設間の調和及 び周辺の景観との調和を図る。

3) 認定標識の設置(条例第13条)

工事施工者は、工事現場の見やすい場所に、次の「認定標識」(様式)により、景観法に基づく認定があったことを掲示してください。(※ホームページに様式データがありますのでご利用ください。)

また、標識に記載した事項を変更した場合は、速やかにその標識を訂正してください。

【認定標識】(様式)



4)取り下げの手続き(条例第14条第1項)

申請に係る認定を受ける前に、当該認定に係る行為を取り下げようとするときは、遅滞なく、「景観地区内における行為の取下届出書」(エ-18ページ参照)を1部提出してください。

5) 工事施工者の選任又は変更の手続き (条例第14条第2項)

認定に係る工事施工者を選任し、又は変更したときは、「工事施工者届出書」(エ-19 ページ参照)を1部提出してください。

6) 計画変更の手続き(条例第9条第1項)

認定を受けた行為の内容を変更する場合は、「景観地区内における工作物の計画の認定申請書」(エ-8ページ参照)に必要な図書を添付し、変更認定申請を行ってください。

7) 取りやめの手続き(条例第14条第3項)

認定を受けた行為を中止したときは、遅滞なく、「景観地区内における行為の中止届出書」(エ-20 ページ参照)を1部提出してください。

8) 完了の手続き(条例14条第3項)

認定を受けた行為が完了したときは、遅滞なく、「景観地区内における行為の完了届出書」(エ-20ページ参照)を1部提出してください。なお、完了写真(完了後の建築物または工作物の状況が分かるように、角度を変えて複数の方向から撮影したもの)を添付してください。

5 認定申請に必要な図書

認定申請に必要な図書は、「申請図書一覧表」を参考に正・副2部提出してください。行為の種類によって、 〇印の書類が必要です。なお、変更認定申請を行う場合は、変更に係る図書を添付してください。(変更の ない図書は添付不要です。)また、認定申請に、手数料はかかりません。

必要図書一覧表

番号				工作物		様式
留亏			新築・移転	増築・改築	修繕等	参照ページ
(1)	景観区域内における工作物の 認定申請書	計画の	0	0	0	I-8
		B-1	0	_		I-9
(2)	認定申請書別紙	B-2	_	0		エ-10
		B-3	_	_	0	エ-11
(3)	認定基準に基づく審査事	項	0	0	0	I-12
(4)	建設等計画概要書		0	0	0	I-13~16
(5)	外部仕上げ表		0	0	0	
(6)	カラー現況写真		0	0	0	
(7)	カラー合成図面		0	0	0	
(1)	位 置 図 (縮尺 1/2,500以上)	0	0	0	エ-6
(2)	配 置 図 (縮尺 1/100以上)		0	0	0	申請図書に 記載すべき 事項を参照
(3)	立 面 図 (縮尺 1/50以上)		0	0	0	争块乙乡灬
(4)	平 面 図 (縮尺 1/100以上)		0	0	0	
(5)	丈 量 図 ※1		0	0	0	
(3)	委 任 状		*2	% 2	% 2	_

^{※1} 丈量図は、申請書別紙に記載の築造面積等の算定根拠として必要です。

^{※2} 代理者によって申請を行う場合は、委任する業務の内容を具体的に記載してください。

申請図書に記載すべき事項

種類	説明	記載すべき事項等
外部仕上げ表	外観を構成する仕上げ材料をその部位ごとに 記載した外部仕上げ表	
カラー現況写真	当該行為を行う敷地又は土地の区域及びその 周辺の状況を示すカラー写真	撮影位置及び方向(配置図に示すこと。)
カラー合成図面	当該行為を行う敷地又は土地の区域及びその 周辺の状況を示すカラー写真の上に,彩色が 施された当該行為の透視図で,実際の規模が 視覚的に確認できるよう,その方向,傾き及 び縮尺を調整したものを当該カラー写真に重 ねて作成したカラー合成図面	撮影位置及び方向(配置図に示すこと。)
位 置 図 (縮尺 1/2,500 以上)	工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為の位置
配置図(縮尺 1/100以上)	当該敷地内における工作物の位置を表示する図面	(1) 方位及び縮尺 (2) 敷地の形状 (3) 敷地内における届出に係る工作物の位置 (4) 届出に係る工作物と他の工作物との別 (5) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (6) 隣接する土地の状況 (7) 植栽樹木等の位置, 樹種及び樹高 (8) 張り芝等の位置 (9) 柵, 塀等の位置, 材料及び規模
立 面 図 (縮尺 1/50以上)	建築物等の彩色が施された2面以上の立面図	(1) 方位及び縮尺(2) 寸法(3) 開口部,付属設備,軒等の位置及び形状
平 面 図 (縮尺 1/100以 上)	構造,用途,規模が確認できる平面図その他 これに類する図面	
丈 量 図	工作物の築造面積が確認できる図面	(1) 寸法 (2) 面積計算表

6 建設等計画概要書等の閲覧について(法第80条)

認定を受けた行為に係る,建設等計画概要書等及び景観法令による処分の概要書を,都市計画課窓口において閲覧することができます。閲覧する場合は,「建設等計画概要書等閲覧申請書」(エ-20 ページ参照)を提出してください。

7 立入検査(条例第16条)

必要限度において、工作物の所有者、管理者若しくは占有者、建設等工事主、設計者、工事管理者若しくは工事施工者に対し、工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告を求めることがあります。

また,工作物の敷地に立ち入り,検査をすることがあります。

8 罰則(条例第18条,第19条)

- 1)次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。
 - ・申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者
 - ・認定証の交付を受ける前に工作物の建設等の工事をした者
 - 市長の命令に違反した者

- 2) 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処せられます。
 - ・認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者
 - ・工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - ・立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

9 既存不適格の取扱いについて

福山市福山城周辺景観地区条例の施行日である2020年(令和2年)7月1日(以下,「基準日という。」) において、既に存する工作物又は建設中の工作物については、高さ及び形態意匠の制限はかかりません。 ただし、基準日以降に建設等を行う場合は、制限が適用されます。 ※詳しくは、都市計画課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福山市建設局都市部都市計画課 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 TEL/084-928-1092 FAX/084-928-1735 E-mail/ftoshi@city.fukuyama.hiroshima.jp

<u> (様 式 集)</u>

景観地区内における工作物の計画の認定申請書

年 月 日

福山市長様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

福山市福山城周辺景観地区条例第9条第1項の規定により,下記のとおり計画の認定を申請します。

工作物の建設等の種類	· ·	築・改築 - 2)	□修繕等(外観の (B-3)	変更)
行為の場所	福山市	·		
設計 又は施行方法	別紙設計又は施行方法 及び ネ	系付図書 のとえ	おり	
着手予定日	年 月	日		
完了予定日	年 月	日		
変 更 の 概 要 (変更申請の場合)	(変更前の申請の申請年月日…	年	月	日)
	住所 (所在地)			
設計者の概要	会社名及び氏名			
	電話番号			
- + + - *	住所 (所在地)			
工事施工者の概要	営業所名及び氏名			
	電話番号			
	住所 (所在地)			
申請内容の照会先	氏名(名称及び担当者の氏名)			
A 70	電話番号			

- 注 1 行為の種類の欄には、該当事項の□を塗り潰すか、レ印を記入してください。
 - 2 設計又は施行方法は、行為の種類に応じた別紙(見出し番号が対応しています。)を添付してください。
 - 3 申請内容の照会先欄には、届出者の代理人、行為の直接の担当者など、照会に応答し得る者について記入してください。

B-1 工作物の新設・移転 番号()

用途地域等	□市街化区域(用途地域 □市街化調整区域 □都市計画区域外		
地区区分	備後圈都市計画]エリア/□外エリア)
種類			
構造	造	一部	造
	架空電線路等の直下 の地盤面からの高さ	m	
□架空電線路等 に関する事項	申請又は通知の行為 に係る支持物間の架 空電線路等の総延長	m	
	仕上げ材料		
	色彩		
	鉛直方向の長さ	m	
□擁壁等	水平方向の長さ	m	
に関する事項	仕上げ材料		
	色彩		
	築造面積	m^2	
	最高の高さ	m	
□その他の工作物 に関する事項	(建築物に設ける場合) 鉛直方向の長さ	m	
	仕上げ材料		
	色彩		

(記入要領)

- 1 工作物の番号は、この申請又は通知に係る工作物が複数ある場合、適宜、通し番号を付け、記入してください。
- 2 用途地域等,地区区分,架空電線路等に関する事項,擁壁等に関する事項及びその他の工作物に関する 事項の欄には,該当事項の□にレ印を記入してください。
- 3 築造面積については、建築基準法施行令の例によって記入してください。
- 4 最高の高さについては、福山市福山城周辺景観地区条例の例によって記入してください。
- 5 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
- 6 色彩欄については、日本産業規格に従い、色相、明度及び彩度を記入するなど、色調について詳しく記入してください。
- 7 変更申請又は変更通知の場合は、各欄に変更後のものを記入し、その後に変更前のものを括弧内で朱書きしてください。

B-2 工作物の増築・改築 番号()

用途地域等	□市街化区域(用途地域 □市街化調整区域 □都市計画区域外)
地区区分	備後圈都市計画景	観地区 (□内エリア/□外エリア)
種類		
構造	造 一部	造

		増築・改築部分	既存部分	全体
	架空電線路等の直下 の地盤面からの高さ	m	m	
□架空電線路等 に関する事項	申請又は通知の行為 に係る支持物間の架 空電線路等の延長	m	m	m (総延長)
(C区)が分野で	仕上げ材料			
	色彩			
	鉛直方向の長さ	m	m	m
□擁壁等 に関する事項	水平方向の長さ	m	m	m
	仕上げ材料			
	色彩			
	築造面積	m²	m²	m²
	最高の高さ	m	m	
□その他の工作物 に関する事項	(建築物に設ける場合) 鉛直方向の長さ	m	m	m
	仕上げ材料			
	色彩			

(記入要領)

- 1 工作物の番号は、この申請又は通知に係る工作物が複数ある場合、適宜、通し番号を付け、記入してください。
- 2 用途地域等,地区区分,架空電線路等に関する事項,擁壁等に関する事項及びその他の工作物に関する 事項の欄には,該当事項の□にレ印を記入してください。
- 3 築造面積については、建築基準法施行令の例によって記入してください。
- 4 最高の高さについては、福山市福山城周辺景観地区条例の例によって記入してください。
- 5 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
- 6 色彩欄については、日本産業規格に従い、色相、明度及び彩度を記入するなど、色調について詳しく記入してください。
- 7 変更申請又は変更通知の場合は、各欄に変更後のものを記入し、その後に変更前のものを括弧内で朱書きしてください。

2019-都-975 A4

【景観地区内における工作物の計画の認定申請書・通知書】別紙

B-3 工作物の修繕等 番号()

行為の種類	□修繕 □模様替 □色彩の変更			
用途地域等	□市街化区域(用途地域 □市街化調整区域 □都市計画区域外)
地区区分	備後圈都市計画	景観地	区 (口内工	リア/口外エリア)
種類				
構造	造	一部	造	
	修繕等部分			既存部分
仕上げ材料				
色彩				
		·		
	架空電線路等の直下の 地盤面からの高さ		m	
□架空電線路等 に関する事項	申請又は通知の行為に 係る支持物間の架空電 線路等の総延長	m		
	外観を変更することと なる部分の垂直投影面 積の合計		m²	
	鉛直方向の長さ		m	
□擁壁等	水平方向の長さ		m	
に関する事項	外観を変更することと なる部分の垂直投影面 積の合計			
	築造面積		m^2	
	最高の高さ		m	
□その他の工作物 に関する事項	(建築物に設ける場合) 工作物の鉛直方向の長さ		m	
	外観を変更することと なる部分の面積	□水平投影面和 □垂直投影面和		m²

(記入要領)

- 1 工作物の番号は、この申請又は通知に係る工作物が複数ある場合、適宜、通し番号を付け、記入してください。
- 2 行為の種類,用途地域等,地区区分,架空電線路等に関する事項,擁壁等に関する事項及びその他の工作物に関する事項の欄には,該当事項の□にレ印を記入してください。
- 3 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
- 4 色彩欄については、日本産業規格に従い、色相、明度及び彩度を記入するなど、色調について詳しく記入してください。
- 5 外観を変更することとなる部分の面積の欄は、当該部分の水平投影面積の合計又は垂直投影面積の合計のいずれか大きい方にチェックをし、その数字を記入してください。
- 6 築造面積については、建築基準法施行令の例によって記入してください。
- 7 最高の高さについては、福山市福山城周辺景観地区条例の例によって記入してください。
- 8 変更申請又は変更通知の場合は、各欄に変更後のものを記入し、その後に変更前のものを括弧内で朱書きしてください。

2019-都-975 A4

工作物の建設等の認定基準に基づく審査事項

事項	認定基準	形態意匠の内容
基本的遵守事項	1 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・ 意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観と 調和を図るとともに、統一性に配慮するなど魅 力ある景観の形成を図る。 2 行為に当たっては、カラー合成図面で分析す るなど、周辺の景観に与える影響が視覚的に分 かる方法により検証を行う。	
形態・意匠	1 工作物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とする。 2 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とする。 3 架空に設置する電気供給のための電線路その他の線状の工作物(これらの支持物を含む。)の建設等を行う場合、架空電線路等の本数は、必要最低限とする。 4 擁壁その他これらに類するものの建設等を行う場合、敷地や隣接する道路等の状況を勘案し、勾配や色彩・素材等について周辺の景観に調和する形態・意匠とする。	
色彩	1 工作物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とする。 2 基調となる色彩は、日本産業規格の色名(JISZ8102)に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着きのある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないものとする。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。(※1)	
素材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用 に配慮するとともに、外装の材質は、耐久性に 優れ、維持管理の容易なものとする。	
建築設備等	工作物に附属する設備は、当該工作物との一体性が図られるものとする。	
その他	敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和を図る。	

(※1)色彩の事項について

- ○「落ち着きのある色調」とは、原色に白、灰、黒等を混色した彩度の低いものをいう。 ただし、ごく暗い色調のものは除く。
- 〇「無彩色」とは、白、灰、黒等の色相を持たない色をいう。
- 〇「素材色」とは、塗料材を除き、使用する素材そのものの色彩をいう。
- ○「原色」とは、基本色及び基本色より彩度の高い色彩をいう。
- ○「明るい色調」とは、彩度がやや高く、基本色に比べて明度の高い色彩をいう。

景観づくりの基準に基づく配慮事項

事項	景観づくりの基準	配慮の内容
敷地の緑化	敷地内においては、周辺植生との調和に配慮し、できる限り豊かな緑化に務める。(※	
一気地の形化	思し、できる限り豆がな核化に伤める。(次 2)	

(※2)「敷地の緑化」については、認定の審査事項ではありませんが、福山市景観計画に示す景観づくりの基準に基づく配慮事項として記載してください。

2019-都-975 A4

建設等計画概要書

1 建設等工事主等の概要				
(1) 建設等工事主				
イ 氏名のフリガナ				
口 氏名				
ハの郵便番号				
二 住所				
(2) 設計者				
イ 氏名				
口 会社名				
ハの郵便番号				
二 所在地				
ホ 電話番号				
(3) 工事施工者				
イ 氏名				
口 営業所名	建設業の許可()	第 号	
ハの郵便番号				
二 所在地				
ホ 電話番号				
2 計画の内容				
(1)行為の場所				
(2) 行為の種別				
(3) 工作物の概要				
(4) 工作物の形態意匠の)内容	_		
(5) 行為の着手予定日		年	月	日
(6) 行為の完了予定日				
(-) = - 11 11 = 1 +=		年	月	日
(7) その他必要な事項		牛	Л	Д
(7) その他必要な事項(8) 備考		午	Я	Д

3 計画の内容を示す図面	
(1) 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図	回面

(2) 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面

(3) 工作物の彩色が施された2面以上の立面図

(4) その他必要な図面

備考

- 1 1及び2は、景観地区内における工作物の計画の認定申請書又は計画の通知書の写しに変えることができる。この場合には、最上段に「建設等計画概要書」と明示すること。
- 2 工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。この場合には、市町村が届出のあった旨を明示した上で記入すること。
- 3 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物 並びに隣接する土地における工作物の位置を明示すること。
- 4 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る工作物と他の工作物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 5 工作物の彩色が施された2面以上の立面図には、縮尺を明示すること。
- 6 その他必要な図面は、福山市福山城周辺景観地区条例第9条第2項より必要に応じて記載すること。

	-		3	55 с m ј	以			
1	Г	I	一 · 作 物	建 設	等 認	定	済 証	
		認定年月日番号			月			号
		認定証交付者						
		建設等工事主氏名						
25cm 以上		設計 者氏名						
		工事施工者氏名						
		工事現場管理者氏名						
		認定に係るその他の 事項						
							2019-都-975	A4

景観地区内における行為の取下届出書

年 月 日

福山市長様

届出者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

福山市福山城周辺景観地区条例第5条第1項又は第14条第1項の規定により、次のとおり〔申請・通知〕を取り下げます。

申請又は通知の 提 出 年 月 日	年 月 日
行為の場所	福山市
取下げの理由	
備考	

景観地区内における行為の工事施工者届出書

年 月 日

福山市長様

届出者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

福山市福山城周辺景観地区条例第5条第2項又は第14条第2項の規定により、次のとおり〔選任・変更〕したので届け出ます。

認 定 年 月 日 及び指令番号	年 月 日 福山市指令都第 号
行為の場所	福山市
届出の種類	□選任 □変更
	【氏名】
723 17	【営業所名】 建築業の許可()第 号
選 任 (変更後)	【郵便番号】
	【所在地】
	【電話番号】
	【氏名】
	【営業所名】 建築業の許可()第 号
(変更前)	【郵便番号】
	【所在地】
	【電話番号】
変 更 理 由 (選任以外の場合)	

注1 届出の種類の欄には、該当事項の□の中にレ印を記入すること。

景観地区内における行為の完了(中止)届出書

年 月 日

福山市長様

届出者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

福山市福山城周辺景観地区条例第5条第3項又は14条第3項の規定により、次のとおり行為の〔完了・中止〕を届け出ます。

認 定 年 月 日 及び指令番号	年 月 日 福山市指令都第 号
行為の場所	福山市
完了又は中止 年 月 日	年 月 日
中止の理由	

主務	課員	次 長	課長補佐	課 長

文書分類記号
I•01•00
保存年限
1年

開示・	不開示の	第1	次判	判断
□開示	□部分┣	開示		下開示
情報交換条例	列第6条第	項	第	号に該当
時限性	年	月	日	から開示
開示	条件	#		

建築等計画概要書等閲覧申請書

年 月 日

福山市長様

 申請者
 住
 所

 名
 前

法人にあっては,主たる事務 所の 所在地,名称及び代表者の氏 名

電話番号

景観法第80条の規定により、次のとおり閲覧を申請します。

行	為	地	備後圈都市計画景観地区内 福山市
建築	等工事	主	
	年月 令 番		年 月 日 福山市指令都第 号
理		田	

2021 - 都 - 479 A4